

令和4年度国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度があります。

●対象となる世帯

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（事業・不動産・山林・給与の収入）が減少し次の全ての要件に当てはまる世帯

- ◇事業収入などのいずれかの減少見込み額が、令和3年中の当該収入の10分の3以上
- ◇令和3年中の合計所得金額が1000万円以下

◇減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和3年中の所得額の合計が400万円以下

●減免額

①全額
②対象保険税額に令和3年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合（2割〜全部）を乗じた額

※対象保険税額は令和3年中の所得額などから計算します。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

●対象となる保険税

令和3年度・令和4年度分の保険税で、令和4年4月1日〜令和5年3月31日の間に納期限があるもの

※令和3年度分の国民健康保険税については、令和3年度末に資格を取得したことなどにより令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものに限る。

●申請方法 申請書（申請先で配布または市ホームページからダウンロード）に、①は医師による死亡診断書や診断書など、②は収入を証明する書類などを添えて提出または送付

●申請受付期間

7月20日（水）〜令和5年3月24日（金）（必着）

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

介護サービス相談員

介護サービスを利用している人の相談に応じます。
また、介護保険施設などを定期的に巡回し、サービスを利用している人と市や事業所との「橋渡し」を行い、介護サービスの質の向上につなげています。

- ◆車いすへの移乗や食事介助などの介護に当たる行為はできません。
- ◆利用者同士のトラブルの仲裁などはできませんが、市に引き継ぎ、改善に向けた手助けをします。

※個人のプライバシーは守られます。

地区	氏名	電話番号
南	新開政博	090(1513)5620
	皆田登代子	090(5285)8981
中央	武井英俊	(574)2778
	秋山モトエ	(596)4487
東	八久保とも子	080(2781)4034
	藤本多加	090(8226)9240
北	小谷保子	090(7295)7801
	力武澄子	(571)1488

●問い合わせ先
介護支援課事業所指定指導担当 ☎(580)1916

令和3年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

申請を忘れていませんか？

期限 **9月30日（金）**
（必着）

※対象者には1月末ごろに申請書を送付しています。
申請が済んでいない人は早めをお願いします。

●問い合わせ先
給付金対策室 ☎(580)1917